

国保税の計算方法

1世帯あたりの国保税は、その世帯における加入者の人数及び前年中の所得に基づき、基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額（40歳以上65歳未満の人）ごとに計算し、これらを合計した金額となります。

(1) 国保税は、次の計算式で求めます。（ ）内は基準総所得額

●基礎課税額

国保加入者の前年中の総所得金額等	-	基礎控除	×	8.2%	=	所得割額	①	A (①+②+③)
						(有所得者ごと)		
国保加入者数	×	28,000円	=	均等割額	②		年間基礎課税額 (100円未満切捨て) <b>※課税限度額65万円</b>	
1世帯につき		26,000円	=	平等割額	③			

●後期高齢者支援金等課税額

国保加入者の前年中の総所得金額等	-	基礎控除	×	3.0%	=	所得割額	④	B (④+⑤+⑥)
						(有所得者ごと)		
国保加入者数	×	10,000円	=	均等割額	⑤		年間後期高齢者支援金等課税額 (100円未満切捨て) <b>※課税限度額22万円</b>	
1世帯につき		9,600円	=	平等割額	⑥			

●介護納付金課税額（40歳以上65歳未満の人）

国保加入者の前年中の総所得金額等	-	基礎控除	×	2.3%	=	所得割額	⑦	C (⑦+⑧+⑨)
						(有所得者ごと)		
国保加入者数	×	10,500円	=	均等割額	⑧		年間介護納付金課税額 (100円未満切捨て) <b>※課税限度額17万円</b>	
1世帯につき		9,000円	=	平等割額	⑨			

A + B + C = 年間国保税額

(2) 基礎控除は、次の表に掲げる合計所得金額の区分に応じて控除されます。

基礎控除額				
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

(3) 地方税法等の一部改正に伴い、令和4年度分から世帯に未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である子ども）がいる場合、未就学児1人につき、均等割額を5/10減額します。

（低所得世帯における法定軽減措置に該当する場合は、軽減割合ごとに減額した額からさらに5/10を減額します。）

国保税額の計算例

【夫45歳（給与所得200万円）・妻42歳（所得なし）・子ども2人（15歳と9歳）の4人世帯の場合】

夫の合計所得金額（200万円）が、2,400万円以下となるため、基礎控除額は43万円

世帯の総所得金額等の合算額（200万円）が、※軽減判定所得（251万円）以下となるため2割軽減に該当

・基礎課税額

$$\begin{aligned}
 &(200万円 - 43万円) \times 8.2\% = 128,740 \text{円} \dots\dots\dots \text{(所得割額) ①} \\
 &28,000円 \times 0.8 \times 4人 = 89,600 \text{円} \dots\dots\dots \text{(均等割額) ②} \\
 &26,000円 \times 0.8 = 20,800 \text{円} \dots\dots\dots \text{(平等割額) ③} \\
 &\text{①} + \text{②} + \text{③} = 239,100 \text{円 (100円未満切捨て)} \dots\dots A
 \end{aligned}$$

・後期高齢者支援金等課税額

$$\begin{aligned}
 &(200万円 - 43万円) \times 3.0\% = 47,100 \text{円} \dots\dots\dots \text{(所得割額) ④} \\
 &10,000円 \times 0.8 \times 4人 = 32,000 \text{円} \dots\dots\dots \text{(均等割額) ⑤} \\
 &9,600円 \times 0.8 = 7,680 \text{円} \dots\dots\dots \text{(平等割額) ⑥} \\
 &\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} = 86,700 \text{円 (100円未満切捨て)} \dots\dots B
 \end{aligned}$$

・介護納付金課税額

(40歳以上65歳未満)

$$\begin{aligned}
 &(200万円 - 43万円) \times 2.3\% = 36,110 \text{円} \dots\dots\dots \text{(所得割額) ⑦} \\
 &10,500円 \times 0.8 \times 2人 = 16,800 \text{円} \dots\dots\dots \text{(均等割額) ⑧} \\
 &9,000円 \times 0.8 = 7,200 \text{円} \dots\dots\dots \text{(平等割額) ⑨} \\
 &\text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨} = 60,100 \text{円 (100円未満切捨て)} \dots\dots C
 \end{aligned}$$

A + B + C = **385,900** (年間国保税額)